

分譲マンションの共有部分の修繕をしたいけど、修繕積立金が足りない！

融資を受けたいけど、利子がかかるのはちょっと・・・。

マンション共用部分リフォーム 融資利子補給制度のご案内



名古屋市内の分譲マンションの管理組合が、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」）からマンション共用部分リフォーム融資を受ける際に、当該融資額を対象として名古屋市が利子補給をし、管理組合の金利負担を軽減し、適切な時期に修繕工事を実施できるよう支援します。

助成内容

利子補給額は、機構の金利が1%（1%未満の場合は、当該金利分）低利になるように名古屋市が管理組合に対し予算の範囲内において、毎年の実績に応じ、1年度分ずつ助成します。

利子補給期間

利子補給期間は、当該融資に対する初回返済日の属する月から起算して最長10年間。
（返済期間が10年に満たない場合は、最終返済日の属する月まで）

資格申請期間

機構融資申込受付後リフォーム工事完了まで

※申請前に、名古屋市への利子補給の申請について総会での決議が必要です。

（注）予算の上限あり。初回返済の前年度8月末までに事前協議が必要です。

利子補給の対象となる管理組合

- ・ 築15年以上の名古屋市内の分譲マンションであること
- ・ 修繕工事費の見積額が修繕積立金額の残高を上回っていること
- ・ 利子補給の申請について決議がされていること
- ・ 「名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例」に基く管理状況の届出をしていること
- ・ 長期修繕計画が国土交通省が示す長期修繕計画標準様式に沿って作成され、かつ、内容について適切に見直しが行われていること
また、長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金額が著しく低額でないこと
（※マンション管理士による長期修繕計画の適合確認を行います。）
- ・ 長期修繕計画の内容及び修繕積立金額について決議されていること
- ・ 管理組合員が名古屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でない者で、かつ、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない者であること



◎長期修繕計画が標準様式に沿って作成・見直しがされていない場合等

交付決定の翌年度の3月末までに、長期修繕計画を標準様式に沿って作成又は見直しをし、その内容及び修繕積立金額について総会で決議いただくことを条件に資格申請できる場合がありますので、詳しくはお問合わせください。

お問合わせ先

名古屋市 住宅都市局 住宅部 住宅企画課

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

☎052-972-2960

電子メールアドレス: a2960-01@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

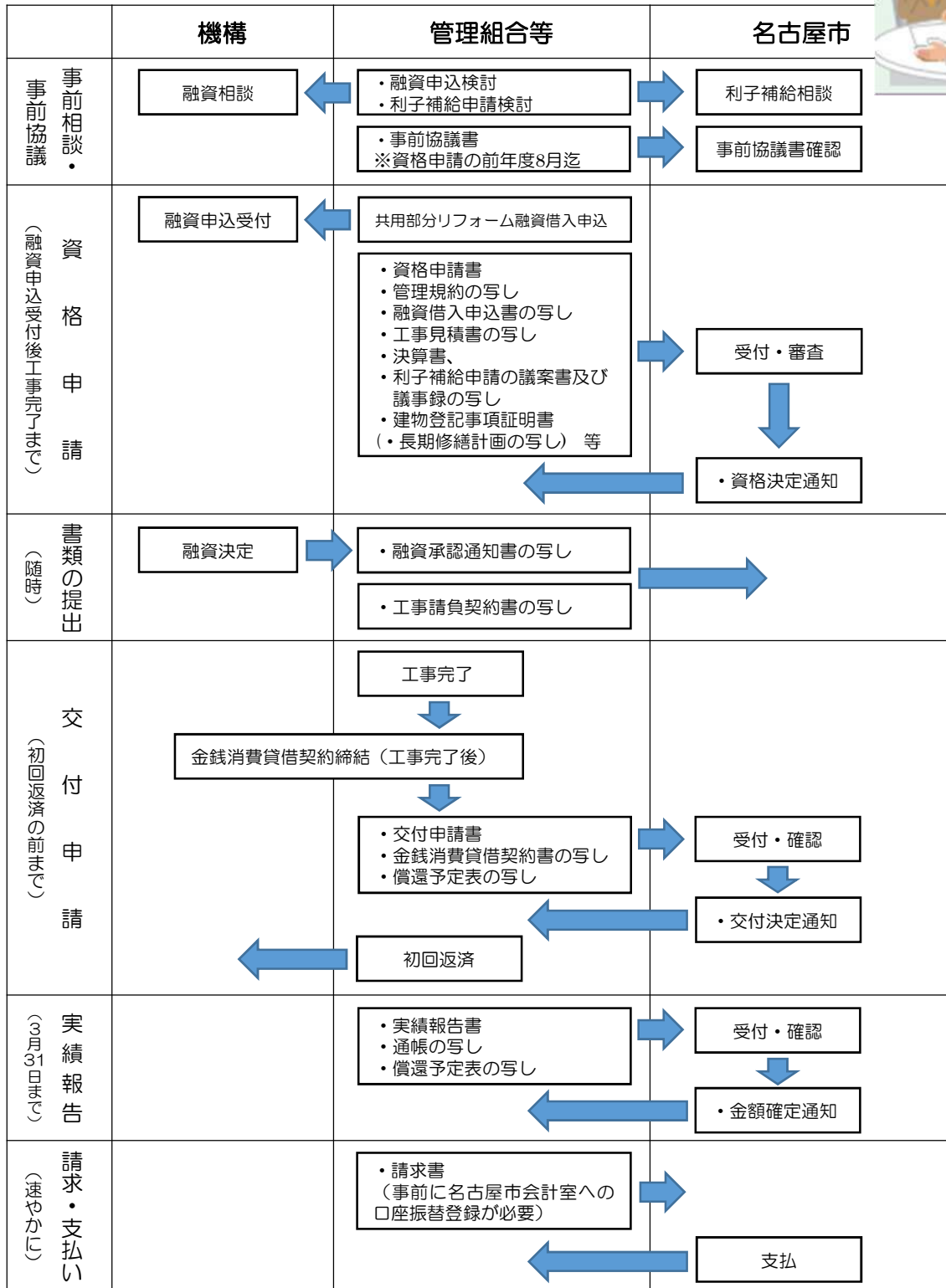
詳しくは市のウェブ
サイトをご覧ください



◎利子補給金交付までのスケジュール

※利子補給金を受ける期間中毎年度、交付申請が必要です。

(初年度目)



(2年度目以降)

- ・交付申請書・実績報告書、請求書については、毎年度、ご提出が必要です。
- ・長期修繕計画が標準様式に沿って作成・見直しされていなかった場合は、交付年度の翌年度末までに、作成・見直しされた長期修繕計画等をご提出いただく必要があります。

住宅金融支援機構「マンション共用部分リフォーム融資」の詳細については、こちらをご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/index.html>

